

参考資料

浦安市商店街共同施設設置等事業費補助金交付要綱（昭和53年告示第29号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（交付の申請） 第6条 省 略 2 共同施設の維持管理に係る補助金の交付を受けようとする商業団体は、<u>市長の定める期日</u>までに、浦安市商店街共同施設維持管理費補助金交付申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。 (1)・(2) 省 略</p>	<p>（交付の申請） 第6条 同 左 2 共同施設の維持管理に係る補助金の交付を受けようとする商業団体は、<u>毎年1月末日</u>までに、浦安市商店街共同施設維持管理費補助金交付申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。 (1)・(2) 同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

第10号様式（第10条第3項）

第10号様式（第10条第3項）

浦安市商店街共同施設設置事業費補助金概算払精算書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地 電話()

団体名

代表者名

年 月 日付で額の確定があつた商店街共同施設設置事業費・維持管理費補助金について、浦安市商店街共同施設設置等事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により下記のとおり精算します。

記

概算交付額	円
交付確定額	円
精 算 額	円

第10号様式（第10条第3項）

第10号様式（第10条第3項）

浦安市商店街共同施設設置事業費補助金概算払精算書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地 電話()

団体名

代表者名 ㊟

年 月 日付で額の確定があつた商店街共同施設設置事業費・維持管理費補助金について、浦安市商店街共同施設設置等事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により下記のとおり精算します。

記

概算交付額	円
交付確定額	円
精 算 額	円

附 則

この告示は、公示の日から施行する。